様式５

湯梨浜町災害ケースマネジメントに係るケース会議設置要領

１　目的

災害ケースマネジメントによる被災者の生活復興支援に取組むにあたり、被災者一人ひとりに寄り添った支援を行うには、関係機関が連携して対応することが重要であり、被災者情報の共有や支援方針の検討等を、関係機関を交えて議論する場として「湯梨浜町災害ケースマネジメントに係るケース会議（以下「ケース会議」という。)」を設置する。

２　協議事項等

ケース会議では、以下の事項について協議する。

・支援対象者に関する情報共有
・支援方針の検討
・その他、災害ケースマネジメントの実施に必要な事項

３　構成機関

ケース会議は以下の構成機関の職員等で構成する。

（１）「湯梨浜町災害ケースマネジメント実施計画」第３章、「２　実施手順」、「（３）支援方針の確立」、「カ　ケース会議の参加機関」に定める機関

（２）その他、被災者支援を行うにあたり、湯梨浜町が必要と判断する機関

４　役員

（１）議長

ケース会議の議長は福祉課長が指名した者が務める。

（２）事務局

ケース会議の事務局は福祉課が務める

５　会議

（１）招集

湯梨浜町がケース会議の開催が必要と判断した場合、事務局から各構成機関へ出席依頼する。

（２）議決

ケース会議で議決が必要な場合は、全会一致を基本とし、議論を尽くしても意見が分かれる場合は、災害ケースマネジメントの実施主体である湯梨浜町の責任において議決する。